

広島県告示第千二百三十二号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第十八条第一項の規定によって、次の区域をプレジャーボートの暫定係留区域に指定し、令和五年十一月二日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和五年十一月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域の名称

東尾道地区

1 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び水際線で結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市東尾道の国土地理院四等三角点「東尾道」（北緯三四度二四分五八秒九二四三、東経一三三度一四分〇八秒九六七一、標高三・四九メートル）

基点一 基準点から二六九度一六分一七秒の方向一五九・二九メートルの点

基点二 基点一から一八〇度〇〇分〇〇秒の方向一九・〇〇メートルの点

基点三 基点二から二七〇度〇〇分〇〇秒の方向一九・〇〇メートルの点

基点四 基点三から三三〇度五八分三四秒の方向二〇・一三メートルの点

二 指定年月日

令和五年十一月二日